

平成 29 年度 小田原城北工業高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立小田原城北工業高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

神奈川県立小田原城北工業高等学校、不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底）

ア 目標	「神奈川県職員行動指針ガイドブック」により再確認し、改めて徹底する。
イ 行動計画	1. 「職員行動指針」を周知し、基本的姿勢・心構え・実践すべき奨励的な行動等、公務員としての意識を高め、法規範を守り行動する。 2. 常に、公私の別を明らかにし、県民の疑惑や不信を招く行為をしない。
ウ 検証結果	行動計画どおり遂行した。

(2) わいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標	スクールセクハラ等について理解を深めさせ、組織的な対応を図る。
イ 行動計画	1. 職員啓発資料（「セクハラ・パワハラ防止啓発資料」）をもとに、所属職員を対象にしたセルフ・チェックを実施する。 2. 新聞等の記事をもとに、朝の打ち合わせや職員会議等で随時注意を喚起する。
ウ 検証結果	行動計画どおり遂行した。不適切な行動はなかった。

(3) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標	「体罰防止ガイドライン」を活用し、体罰によらない指導を徹底する。
イ 行動計画	1. 職員啓発資料をもとに、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。 2. 外部講師を招いて、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。
ウ 検証結果	行動計画どおり遂行した。体罰や不適切な指導はなかった。

(4) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱に係わる事故防止

ア 目標	マニュアルや点検体制が確実に機能するよう改善策を講じていく。
イ 行動計画	1. 定めたマニュアルや点検体制が、適切に機能するよう確認する。 2. 確実な業務の実施に向け、職員の意識を高める。
ウ 検証結果	確認・点検を入念に行い、事故なく遂行した。

(5) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）

ア 目標	個人情報の管理体制、セキュリティ対策等の講じ不祥事を未然に防止する。
イ 行動計画	1. 携帯電話、電子メール、USB メモリ等記録媒体等により、個人情報が流出しないようにする。やむをえず、個人情報を校外に持ち出す場合には正式な手続きをふみ、メモリ等記録媒体にはパスワードの設定をする。 2. 「不祥事防止一斉定期点検」と「情報セキュリティ点検」を有効に活用し、教職員の個人情報保護に関する意識の高揚を図る。 3. 全期間を通して新聞等の記事をもとに、朝の打ち合わせ時や職員会議等で随時注意を喚起する。
ウ 検証結果	確認・点検を入念に行い、事故なく遂行した。

(6) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標	交通事故(酒酔い、酒気帯び運転を含む)の発生を未然に防ぐ。
イ 行動計画	1. 交通事故防止についての行動指針を再確認するとともに、所定の届出をきちんと提出する。 2. 6月の生徒対象の「交通安全講演会」の内容に教職員対象の内容も一部加え、意識付けを行う。 3. 全期間を通して新聞等の記事をもとに、朝の打ち合わせ時や職員会議等で随時注意を喚起する。また、飲酒をとまなう会合等には絶対に自家用車で行かない。行った場合には呑まないように注意を喚起する。
ウ 検証結果	行動計画どおり遂行した。

(7) 業務執行体制の確保等(情報共有、相互チェック体制、業務協力体制)

ア 目標	確実で合理的な業務執行体制を確立する。
イ 行動計画	1. 職員間で綿密にコミュニケーションを図り情報を共有する。 2. 試験作成時や成績処理におけるチェック体制を徹底する。 3. 電話対応、来客対応、保護者対応等において、職員相互の協力体制で臨み、スムーズに業務を遂行する。
ウ 検証結果	職員間で綿密にコミュニケーションを図り、確認・点検を入念に行うことでスムーズに業務を遂行した。

(8) 会計事務等の適正執行

ア 目標	県費、私費会計執行等に関する事故の発生を未然に防止する。
イ 行動計画	1. 不適正経理の事案を踏まえ、県費の執行態勢を複数人で確認をする。 2. 年度当初に、私費関係担当者を対象に、会計の適正執行等についての打合せを実施する。
ウ 検証結果	確認・点検を入念に行い、不適切な経理はなく、スムーズに業務を遂行した。

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成29年8月下旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成29年10月末までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成30年1月末までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成30年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、平成30年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定(各目標の修正を含む。)が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、平成30年度における小田原城北工業高等学校、不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめるうえ、ホームページに掲載する。

5 事務局

不祥事ゼロプログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、企画会議及び学校管理グループがこれを行う。

6 附則

このプログラムは、平成29年4月1日から施行する。